

令和 8 年度

恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会



日 時：令和 8 年 6 月 3 0 日（火）15:00～

場 所：恵庭市教育支援センター「ふれあいルーム」

恵庭市教育委員会教育支援課

令和 7 年度 恵庭市いじめ不登校対策事業報告

I いじめ対策について

1 いじめに対する各種調査の実施

- ① いじめの未然防止、実態把握及びこれらの問題への対処、いじめ防止の意識啓発のため、各種調査を実施した。
 - ア いじめの把握のためのアンケート調査（6月、11月に実施）
⇒ 市内全児童生徒に対して、「いじめられたことがあるか。」「嫌な思いをさせられたことがあるか。」等について調査。
 - イ いじめの問題への対応状況の調査（6月、9月、11月に実施）
⇒ アンケート調査や児童生徒本人・保護者からの訴え等によって、学校が認知したいじめの事案について、どのように対応したのかを調査。
 - ウ いじめの問題への取組状況の調査（6月、11月に実施）
⇒ 「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ対策組織」「学校いじめ防止プログラム」など、いじめ防止・対応の学校組織が整っているか、いじめ撲滅のための研修会や啓発集会を実施しているかを調査。
- ② 成果
 - ア 「いじめアンケート」の実施によって、いじめの早期発見、早期対応、早期解決につなげることができ、それぞれの事案について適切に対応することができた。
 - イ いじめ問題への対応状況及び取組状況の調査により、担任が個々で抱える問題ではなく、学校全体で取組む事案であるという意識が高まった。各校で校内いじめ問題対策委員会を核とした組織的な対応を推し進めることができた。
 - ウ いじめの事案について、教育委員会は、該当校とのケース会議、SSW の派遣など支援・指導を実施し、解決の道筋を協議した。
 - エ 日常的にいじめに対して、教職員や児童生徒がアンテナを高くして敏感に反応・対応できるように組織や年間指導計画の工夫を行った。
 - オ 昨年度、「いじめの重大事態」に至る事案はなかった。

2 「市内各校のいじめの問題の具体的な取組」の周知・共有

- ① 各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた学校の具体的な取組を教育委員会が集約、全校に周知し、共有した。
- ② 成果
 - ア 各校が、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に努めるための方法や留意点を教職員が互いに確認する機会とすることができた。
 - イ 各学校に配信し他校の取組みを共有することで、自校の取組みの再確認、見直し、改善、全教職員の共通認識の醸成などを図ることができた。

3 「みんなでいじめの問題を考える日」の取組み

- ① 各小中学校が、標記の行事を設け、いじめ撲滅宣言や標語づくり、ビデオ視聴や寸

劇、集会の開催など様々な活動で、いじめの問題や命の大切さについて考えた。

② 成果

ア 市内全小中学校において、それぞれ特色ある集会が開催された。

イ 「いじめ撲滅宣言」や標語づくり、いじめを取り上げたビデオ視聴や寸劇等を通して、児童生徒一人一人がいじめを自分自身の問題として捉え、「いじめ撲滅」への意識高揚の機会とすることができた。

4 CAP教育プログラム

① 子どもたちが、いじめ・痴漢・虐待・性暴力などの様々な暴力から自分自身を守り、人権意識を育てることを目的に、「北海道 CAP をすすめる会」が全小学校において児童向け、教職員向けのワークショップ（保護者向けワークショップは全市一斉）を開催した。中学校においては、自己防衛力の向上を図る授業や集会を開催した。

② 成果

ア 全小学校で小学4年生を対象にCAP教育プログラムを実施した。児童は、暴力から身を守るための行動や、SOSの発し方、大人がしなければならないことなど、正しい知識を学び、自身の「生きる力」を引き出す方法を学んだ。

イ 全中学校では、「自己防衛力向上事業」として、防犯教室、ハート&ハート集会、非行防止教室、飲酒・喫煙及び薬物乱用防止教室、ネットトラブル防止教室など、多岐にわたる内容で実施した。ビデオ視聴や講師を招いて話を聞くなどの取組を通して、児童生徒自らが危険を察知し、自分自身の身を守る方法について学ぶことができた。

5 「なかよし さわやか DAY 全市交流会」の開催

《市教委・恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会共催》

① 日 時 令和7年7月23日（水）15時～16時30分

② 場 所 恵庭市民会館中ホール

③ 目 的 全小中学校の児童会・生徒会が集い、いじめ問題についてグループ協議を行い、今後のいじめ撲滅に向けた取組みの活性化を図る。

④ 内 容

ア 当番校による「いじめに対する児童会・生徒会の取組」の発表

イ グループ協議

「なぜ、いじめが起きるのだろうか

どこからがいじめなのか

自分の気持ちを伝えられる環境を作るにはどうしたらよいか。」

⑤ 参加者 91名

（児童生徒45名、教職員26名、教育委員会15名、いじめ問題調査員会委員1名、他4名）

⑥ 成果

- ア グループ協議では児童生徒が多く意見を出し、活発な意見交換がなされた。
- イ 発表を通して、いじめに対する認識を再確認し、些細なことがいじめにつながることをやいじめの防止について、それぞれができることを確認し合った。
- ウ 児童生徒がいじめについて主体的に考える機会となった。交流会で話し合われた内容は各校が持ち帰り、今後のいじめに対する児童会・生徒会の取組みに生かせるものとなった。また、小中学生の意見の交換も微笑ましかった。
- エ 事後アンケートでは、意見交流を通して、いじめ撲滅に向けてのリーダーとしての意識を高めた感想が多くみられた。

Ⅱ 不登校対策について

1 不登校の状況の把握について

① 児童生徒の欠席状況の調査（毎月）

- ⇒ 各小中学校は、毎月、月に5日以上欠席した児童生徒について、欠席の態様や学校の指導・対応状況について報告。
- ⇒ 報告に基づいて、SSWが毎月学校訪問し、詳細に不登校児童生徒の情報を交換、よりよい対応を協議。
- ⇒ 学校からの要請に応じて、SSWが不登校児童生徒の家庭訪問を実施。安否確認や近況の把握、保護者の相談に応じた。

② 成果

不登校に関する報告や調査の実施によって、不登校への早い段階での対応、学校と市教委、関係機関が連携しての対応を図ることができた。

また、不登校児童生徒の家庭訪問や保護者との面談などにより、教育支援センターの利用や進路の決定などに助言を与えることができた。

教育支援センターや校内支援センターに通級利用する児童生徒が増加傾向にある。センターでは、「自学自習」できる自立した児童生徒を目指して、指導を継続している。

2 メンタルフレンド事業

- ① メンタルフレンドとして登録した北海道文教大学に在籍する学生が、教育支援センターで不登校の児童生徒との関りや家庭訪問などを通じて、不登校の悩みをもつ児童生徒に兄・姉のように接し、児童生徒の自立性や社会性を伸ばすことを目的としている。

なお、メンタルフレンドはSSWやSCの助言の下で活動を行い、教育委員会が実施する研修会への参加等を通して、児童生徒との関わり方について学ぶ。

② 成果

- ア 不登校状態にある児童生徒が家族以外の人と関わる機会としての本事業の効果は大きかった。今後も、学校と連携してメンタルフレンドの活用を働きかけていく。

- イ 令和7年度のメンタルフレンドの登録人数は23名。メンタルフレンド研修は1回実施した。

ウ メンタルフレンドとの共催として「七夕会・クリスマス会」を開催した。

3 恵庭市教育支援センターの設置

- ① 恵庭地区に「ふれあいルーム」、北海道文教大学の協力による「学びの森」、島松地区に「ステップルーム」の3箇所を設置運営した。対人関係や自主学習の力、自己肯定感をゆっくりと確実に身に付けられるように指導を進めている。
- ② 成果
 - ア 教育支援センターの青少年指導員を当初3名体制から11名体制に適時増員し、通級する児童生徒に幅広い支援を行った。
 - イ 様々な集団活動や体験活動を通して、広く興味・関心を持つことを目指し、心身ともに落ち着くことができる環境の中で交流を重ね、周りの人と関係を築きながら、社会で生活していくための力や自信をつける支援を行った。
 - ウ 学校や関係機関、SSWなどと連携・協力しながら、通級する児童生徒一人一人に合わせた対応を行った。

4 校内教育支援センターへの人的支援

- ① 不登校・いじめ対策として児童生徒一人一人の状況に応じた「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取り組みとして、校内教育支援センターに青少年指導員を派遣し、校内体制への支援及び校内教育支援センターの設置を推進した。
- ② 成果
 - ア 市内中学校全校に設置された校内教育支援センターを対象に週2日青少年指導員を派遣し支援を行った。
 - イ 一人ひとりの状況に合わせながら、基礎的な学力の定着を目指した支援を行った。心身ともに落ち着く環境の中で交流を重ね、社会で生活していくための力や自信を取り戻す支援を行った。
 - ウ 教職員の負担軽減を図ることで、校内教育支援センターの設置及び運営を充実・促進できた。

Ⅲ いじめ・不登校・その他の事例の対応について

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

- ① 内容
 - ア SSWを教育委員会に3名配置、全小中学校の生徒指導上の相談・対応等を行った。
 - イ いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、虐待等の背景には、児童生徒を取り巻く様々な環境・状況に課題があることが多かった。当事者との面談や家庭訪問、月1回の学校訪問、関係機関との協議等を通して児童生徒が置かれた環境・状況の把握、はたらきかけを行い、問題の改善を図った。
 - ウ 学校と保護者の間の調整、橋渡しを行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を進め、学校や各機関が連携して支援できるよう定期的に必要な会議を設け、対応した。

② 成果

- ア 学校が対応に苦慮しているケースにおいて、SSW が学校と保護者の間に入り、両者の関係を改善させることに努めた。
- イ SSW が関係機関（えにわっこ応援 C・児童相談所・保健課）と連携し、「チーム」として児童生徒や家庭を支援することができた。
- ウ 市内 13 校（小学校 8 校、中学校 5 校）への月 1 回の定期訪問を行った。各校の SSW 連携担当者と定期的に情報交換することで、課題をもつ児童生徒への支援ができた。
- エ 学校からの要請に応じて、SSW による不登校児童生徒の家庭を訪問した。
- オ 活動実績は、
来所相談…95 件、電話相談…80 件、巡回相談…件、訪問相談…114 件、
教育支援センター訪問指導…123 回、ケース会議…31 件

2 スクールカウンセラー（SC）活用事業

① 内容

- ア 市内小中学校に対して SC 2 名を配置し、それぞれの担当校で教育相談を実施した。
- イ 児童生徒・保護者・教職員を対象にカウンセリング、助言等を行い、心の悩みの深刻化防止やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図った。
- ウ 市民会館での教育相談を月に 2 回実施。（市内の小中高校生及び保護者対象）

② 成果

- ア 児童生徒や保護者の悩みを受け止め、解消に向けて働きかけた。また、教職員が個人で課題を抱え込まないよう、専門的な立場から課題の解決に当たった。
- イ 教育相談において児童生徒、保護者の悩みを聞き取り、その後の指導に反映させた。

3 ICTを活用した健康観察

- ① 児童生徒の悩みを早期に発見することや自殺予防の取り組みとして、グーグルフォームを構築し、実施日の調子や気持ちを、「心の天気」として「晴や雨」などで示してもらった。児童生徒から相談の有無、希望する相談先を尋ねるアンケートとなっている。中学校を対象に長期休暇の前に 2 回以上実施した。

② 成果

児童生徒が口頭で教育相談を申し込みすることが困難な場合、教育相談の申し込みや相談先を希望することが可能である。教育相談しやすい環境を整えた。また、課題や心配がある児童生徒には、教職員だけでなく SSW や SC が声をかけて相談にのり、きめ細やかな対応を行うことができた。

令和 8 年度 恵庭市いじめ不登校対策事業計画

月	主 な 事 業 報 告
4	① 生徒指導に係る各種事業について依頼（校長会・教頭会にて） ② SSW 連携担当者会議（4/21） ③ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ④ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月） ⑤ 令和 7 年度「いじめの問題の具体的な取組」、「みんなでいじめの問題を考える日」等の実施報告を全小中学校に送付
5	① 令和 8 年度「いじめの問題の具体的な取組」、「みんなでいじめの問題を考える日」等の計画書提出（全小中学校）及び実施開始 ② 教育支援センター指導員学校訪問 ③ いじめの問題への取組状況の調査①《全小中学校》 ④ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ⑤ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
6	① いじめの問題への取組状況の調査①《全小中学校》 ② いじめの把握のためのアンケート調査①《全小中学校児童生徒》 ③ CAP 子どもワークショップ、教職員ワークショップ開始 ④ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ⑤ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月） ⑥ 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会（6/30） ⑦ SSW 家庭訪問（学校からの要請に応じて）
7	① いじめの問題への対応状況の調査①《全小中学校》 ② 「なかよしさわやか DAY 全市交流会（7/23） ③ ICT 健康観察 ④ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ⑤ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
8	① SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ② えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
9	① 教育支援センター指導員学校訪問 ② SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ③ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
10	① いじめの把握のためのアンケート調査②《全小中学校児童生徒》 ② SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ③ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
11	① いじめの問題への対応状況の調査①《全小中学校》 ② SSW 家庭訪問（学校からの要請に応じて） ③ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ④ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
12	① いじめの問題への取組状況の調査①《全小中学校》 ② ICT 健康観察 ③ SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ④ えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）

月	主 な 事 業 報 告
1	① SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ② えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
2	① SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ② えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月） ③ SSW 家庭訪問（学校からの要請に応じて）
3	① SSW 定期学校訪問（全小中学校、毎月） ② えにわっこ応援センター・教育支援課（スクールカウンセラー、スクールソーシャル）連携会議（毎月）
備考	① 以下の調査は実施日未定。 ア いじめの把握のためのアンケート調査 イ いじめ問題への対応状況の調査 ② SSW は、課題のある児童生徒の「ケース会議」などに参加し、アドバイス・情報提供を行うため、各校のいじめ不登校案件に即応できる準備（情報の整理、関係機関との連携等）を整えておく。 ③ SSW は、不登校児童生徒の家庭訪問の他、本人・保護者などとの面談など、各校と連携を取って適時実施する。